

平成30年（行サ）第91号 行政上告提起事件

上告人 井原 毅士生

被上告人 国

## 上告理由書

平成30年8月5日

最高裁判所 御中

住所 〒590-0013 大阪府堺市南区晴美台4丁目1-11-1102

上告人兼申立人 井原 毅士生 ⑩

電話番号 072-295-7060

携帯番号 090-8466-7695

送達場所 471-0041 愛知県豊田市汐見町4-74-2

木戸 義明

## 目次

第 1	事件の概要	5
1	本事件の概要及び原審までの経緯	5
2	原審の判断	5
第 2	原審判決の概要	5
1	裁定の法的性質、裁量権、及び年金の種類による違い（原審第 3 の 2(1)）」について	5
2	「知った時から起算：改正法の考え方（原審第 3 の 2(2)）」の正当性の否定について	6
3	「権利行使の妨害が信義則違反（原審第 3 の 2(3)）」であることについて	6
4	「年金法の受給権保護規定違反は信義則に反する（原審第 3 の 2(4)）」ことについて	7
5	「法 36 条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない」（原審第 3 の 2(5)）」について	7
6	「精神の障害で病識もない場合が事実上の障害か（原審第 3 の 2(6)）」について	7
第 3	原審の違法と主な矛盾点について	8
1	本書第 2 の 1（裁定の法的性質等）について	8
(1)	「法の規定が明確に設けられている」について	9
ア	初診日証明について	10
イ	障害認定日について	11
ウ	規定の明確性について	11
(2)	「裁定は、…確認するものにすぎない」について	11
ア	最高裁判決自体の正当性と判例としての評価は異なることについて	11

イ	確認行為型の裁定には一定の裁量権があることについて.....	12
A	裁定における老齢年金との違い.....	12
B	老齢年金には初診日証明義務も障害等級認定も存在しないこと...	13
C	医証も取れない内に時効だけが進行していってしまう矛盾.....	14
D	当然発生型の行政処分と混同した誤判断の存在.....	14
E	裁定に裁量権のあることを示す特徴的な事実について.....	14
F	多数の要素の総合評価は裁量そのものであることについて.....	16
(3)	「法 36 条所定の支払期が到来した時から進行する」について	17
ア	法第 36 条の規定は、期限の定め規定であること.....	17
イ	法第 36 条には、ただし書が存在すること.....	18
ウ	ただし書の適用解釈（適用場面）について.....	18
エ	ただし書の具体的な支払期月の解釈について.....	19
オ	期限の定めのある債権の消滅時効の起算日について.....	20
キ	類似（平成 29 年最高裁判例の第一審）事件を担当した裁判官ですら 被上告人の主張する支払期月の解釈に疑問を持っていたことについて	21
(4)	「その判断に裁量がないということに変わりはなく」について .....	21
ア	障害年金と老齢年金との違い.....	21
イ	支分権の独立性について.....	22
ウ	老齢年金に権利の混同を認めるのは曲論であることについて....	22
(5)	「それは確認できるだけの資料がなかっただけのこと」について .....	24
ア	障害の状態を確認できる資料があっても裁量で棄却されていること について.....	24
イ	資料が確認されても多くの棄却の事実が存在することについて..	24
2	本書第 2 の 2（知った時から起算）について.....	25

3	本書第2の5（「法36条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない」）について.....	25
4	本書第2の6（精神の障害による裁定不能が事実上の障害か）について.....	26
5	原審に最高裁判例と相反する判断があることについて.....	27
第4	原審の違法と民訴法との関係について.....	27
1	障害年金の裁定に裁量権があれば主文は導けないことについて..	28
2	裁定が支分権発生の法定条件であること（判決3頁4行目）を否定していないことについて.....	29
3	支払期月の解釈誤りを検討もしていなかったことについて.....	30
4	採証法則違背について.....	31
第5	御庁が内簡による運用を認めることは、実質的には.....	32
第6	本件の不具合は、司法機関においては、最高裁以外に.....	32
1	基本権と支分権を混同していること及び障害年金ではその混同が許されるべき理由がないこと.....	33
2	確認行為型の行政処分（裁定）を当然発生型のそれと混同していること。これは、日常業務の裁定の業務にも影響している.....	33
3	年金法の支払期月の規定を、一部、期限の定めのない債権として取り扱っていること.....	33
4	障害年金の裁定が法定条件であることを無視していること.....	34
5	未だ消滅時効が完成していない時点で、完成後初めて適用できる会計法第31条後段（援用を要せず）の規定を適用していること.....	34
6	時効中断の機会もない債権を時効消滅させていること.....	34
第7	結語.....	34

(第3までの論旨は、上告受理申立て理由書と共通)

## 第1 事件の概要

### 1 本事件の概要及び原審までの経緯

本事件の概要及び原審までの経緯は、概ね、「原審第2 事案の概要等」に記載されたとおりである。

### 2 原審の判断

原審の判断は、第一審の判断を踏襲し誤っており、過去の類似事件の高等裁判所の判断に反し、上告人が控訴審で加えた主張については、概ね理由を述べているが、控訴人の主張を正確に把握していないまま理由を述べ、重要な、基本的事項につき事実認定に経験則違反、並びに事実認定等の理由に食違い（理由の不備、及び理由の齟齬）、及び理由の欠落があるので、直ちに、上告状兼上告受理申立書を提出したものである。

## 第2 原審判決の概要

以下に原審の概要を記すが、下線部に誤判断の根本原因としての問題がある。以下に誤判断の要点を挙げる。

なお、争点2については、詳述を割愛する。なぜならば、争点2に係る原審の棄却理由は、「裁定請求時には既に時効消滅している」ことを前提としているので、実際は、時効消滅していなければ、それが覆るからである。

### 1 「規定が明確」、「裁定は確認行為にすぎない」、「裁定を受けさえすればその支分権を行使できる」等（原審第3の2(1)）について

上記について、原審判決は、第一審判決を引用して、受給要件等につき年金法の規定が明確に設けられていること及び裁定は確認行為にすぎないことに鑑みると、裁定を経していない支分権もその支給事由が生じた日の属する月の翌月から支給を始めるべきものとして、支分権が順次潜在的抽象的に発生するものと観念できる。

そして、裁定を受けさえすれば、その支分権を行使できるところ、裁定請求をするかどうかは専ら受給権者の意思にゆだねられていると被控訴人の主張を認めた判断をした。

従って、本件支分権は、厚生年金保険法 36 条所定の支払期が到来した時から進行すると解するのが相当であると判示した。

控訴人は、裁定の法的性質等について、理由を挙げて、障害年金と老齢年金の違いについて説明、主張しているが、原審は、「別異に解する理由はない」と判示し、その理由として、「受給権の発生要件が社会保険庁長官による確認の対象になっており、その判断に裁量がないということに変わりはなく、裁定請求者が主張した初診日及び障害の状態が社会保険庁長官によりそのとおり確認されない事例があるとしても、それは確認できるだけの資料がなかったというだけのことであって、社会保険庁長官による裁定の法的性質が老齢年金の裁定請求の場合や精神以外の理由による障害年金の場合と異なることになるわけではない。」と判示した。

## 2 「知った時から起算：改正法の考え方」（原審第 3 の 2(2)）の正当性の否定について

控訴人の主張するところのものは、事実上の障害であって、法律上の障害ではないし、そのことにより権利の性質上その権利行使が現実に期待できないというものでもないから、消滅時効期間の進行が妨げられるものではない。

なお、控訴人の主張する改正民法によっても、同項 2 号に該当する場合は、時効消滅するものとしていることは明らかであるから、同項 1 号の規定から控訴人の主張の正当性が裏付けられるわけではない。

## 3 「権利行使の妨害が信義則違反」（原審第 3 の 2(3)）であることについて

本件裁定請求の時点で本件不支給部分は既に時効消滅しているから、控

訴人の主張する回答や通知により控訴人の権利行使は何ら妨げられていない。

4 「年金法の受給権保護規定違反は信義則に反する」(原審第3の2(4))  
ことについて

この規定は差し押さえること等を禁止しているだけで、会計法 30 条及び 31 条の規定の適用を排除していないから、年金の受給権が重要な権利であるというだけで、信義則違反とはならない。

5 「法 36 条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない」(原審第3の2(5)) について

控訴人の挙げる関係条文等の規定が、厚生年金保険法 36 条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない。

「…法定代理人が選定されてから6か月間は消滅時効が完成しない旨を述べるものであり」、控訴人の上記主張は採用することができない。

(判決文の「前記第2の3(2)ウ」(6頁下から2行目)は、「前記第2の3(3)ウ」の誤記と思われる。)

6 「精神の障害で病識もない場合が事実上の障害か」(原審第3の2(6))  
について

「障害年金の受給は当該傷病について医師の診察を受けていることが前提とされているのであるから、裁定請求者が当該傷病にあることを認識しているのが通常のことである」等のため、事実上の障害である。

第3を述べるに先立ち、本書全体の論旨を分かり易くするため、本書の核心について記す。

原審は、民訴法第312条第2項第6号にいう、判決理由の不備(判決に

理由を付せず、又は食違ひがあること)に該当する。

この場合の「理由を付せず」は、主文を導き出すための理由について、その全部若しくは一部が欠けていることをいう。

原審におけるこの欠落の具体例として、以下の5点を挙げる。

- ① 確認行為型の裁定に裁量権がないとする理由不備
- ② 裁定が支分権発生法定条件であることを否定していないこと
- ③ 支払期月の解釈誤りを検討もしていなかったこと
- ④ 裁量権のない旨の判示が、厚労省発表の顕著な事実と食い違っていること
- ⑤ 判決を逆転させるほど重要な証拠を理由なく採用しなかったこと

上記①～⑤は、いずれも主文を導き出す理由に直接関係する事柄であるので、上告人の主張の否定又は不採用に合理的な理由がないことは、「理由を付せず」と評価される。

従って、かかる重大な権利について、原審の民訴法上の違反は明らかであるので、上告審として審議していただきたい。

### 第3 原審の違法と主な矛盾点について

一口でいって、本書第2の1で示した原審の判示内容は、老齢年金についていえることで、障害年金については、原審判示の結論は成り立たず、潜在的抽象的に観念することもできない。従って、法36条所定の支払期(原則的な支払期月)が到来した時から進行を開始するともいえない。

上告人は、障害年金においては、少なくとも、本書第2の本項該当部分の下線部の判示が判決理由としては食違ひが生じているので、それをできるだけ控訴審までの主張と重ならないように主張する。

#### 1 本書第2の1(裁定の法的性質等)について

原審には、多数の違法がある。これについて、原審は、問題の根幹部分



については第一審判決を引用している。控訴審により付け加えられた主張以外の部分については、「第一審判決の『事実及び理由』欄の『第3 当裁判所の判断』に記載のとおり」（4頁14行目）であるから、これを引用するとする。

この第一審の判決では、最高裁平成3年（行ツ）第212号同7年11月7日第三小法廷判決（以下「平成7年最高裁判例」という）の判決文、及び最高裁平成29年（行ヒ）第44号同年10月17日第三小法廷判決（以下「平成29年最高裁判例」という）の判決文を適用し、本件支分権の消滅時効は、「厚生年金保険法36条所定の支払期が到来した時から進行するものと解するのが相当である」と判示する。

上告理由上の問題は、上告人が訴状で主張した内容を、的確な理由を示さず「独自の見解」であり、採用することができないとしたところにある。

長年行政が正しいこととしてやってきたことに異を唱えれば、独自の見解にならざるを得ず、この場合のこの言葉の意味するところのものは、一般に判決文で多用されている「独自の見解」とは内容が異なる。

従って、原審の説示は、障害年金においては、食違いが生じており、主文を導き出す理由となっていなかったもので、これを第3以降で主張する。

#### （1）「法の規定が明確に設けられている」について

原審の引用する第一審判決では、「…法に明確な規定が設けられており、…」（第一審判決6頁11行目）と判示する。

障害年金について、この明確性を「明確性あり」と認めるのには、関係規定によって、受給権の有無や、障害等級が少なくとも裁定請求の時には分かる内容でなければならない。なぜなら、それを満たさなければ、基本権に対する権利不行使を支分権に対する権利不行使とみなせる理由がなくなるからである。

原審の引用する平成7年最高裁判例の記述は一般的・共通的なことを述

べており、これは、通算老齢年金に係る部分の記述であるので、老齢年金一般に関してはいえることである。しかし、本件精神の障害に係る障害年金については、法の関係条文の内容も運用規定の内容も老齢年金とは全く異なる（42条 vs 47条、障害認定基準（**甲第 40 号証**、及び精神の障害に係る等級判定ガイドライン（**甲 6**））。

そして、被上告人の主張内容である、基本権に対する権利不行使を支分権に対する権利不行使とするためには、受給権の有無や、障害等級が少なくとも裁定請求の時には分かる内容になっている必要があるが、障害年金の場合はそのようになっていない。

これを重要な部分について、日本年金機構の発行する「障害基礎年金お手続きガイド」（**甲第 41 号証**）により老齢年金には存在しない障害年金特有の仕組みについて説明する。この資料は、「障害基礎年金」とされているが、以下で述べる事項に関しては障害厚生年金においても変わらない。

#### ア 初診日証明について

障害年金を請求するには、受給権者が医証を提出して初診日を証明する義務が課されている。初診日は単純ではなく、初診日の特定も困難な場合もある。相当因果関係のある傷病に関して、それより以前に医師の受診があれば、前へ前へと初診日は変わっていく（**甲第 41 号証**、9 頁～10 頁）。また、カルテがなかったり、病院が廃業していたりして初診日証明をいただけないこともある。

1 例を示す。少なくとも 12 以上の医療機関を受診して病名と原因を必死で探したが結果が得られず、受診先一覧表（**甲第 42 号証**、この事例は**甲第 51 号証の 1**ないし**甲第 51 号証の 3**事件である）の 13 番目に受診した古町心療クリニックの村竹辰之院長によって、初めて病名が「特定不能の広汎性発達障害（F84）」と特定された例である。それも経過等を観察し、約 2 年後の判断である。

病名も原因も明らかにならない内に裁定請求はできない。初診日も分からないのである。本件についても、某大学病院の精神科にかかっていたので、精神科から診断書を徴したが、結果、その科の初診日ではなく、同大学病院の耳鼻科での受診が相当因果関係がある傷病とみなされ、同科の初診日が、障害年金請求上の初診日と確定した。

#### イ 障害認定日について

障害認定日についても、平成 29 年最高裁判例のような身体（左下腿切断）の障害の場合であれば、甲第 41 号証、4 頁のように明確であるが、精神の障害の場合は、このような明確な決まりがないので、ほとんどの場合、初診日から 1 年半経過日とされている。

しかし、前述は一例であるが、初診日さえ特定できない場合も多くあるので、その場合は、障害認定日も特定できないことになる。

#### ウ 規定の明確性について

初診日や障害認定日が決まらなければ、その後のことは、一步も進まず、裁定がされることはない。原審に従えば、それでも支分権の消滅時効が進行し、完成することになってしまう。

原審のいう規定の明確とは、規定に従えば、裁量の余地はなく必ず裁定されることを意味しているが、その点、障害年金の規定は、明確に設けられているとはいえない。

### (2) 「裁定は、…確認するものにすぎない」について

#### ア 最高裁判決自体の正当性と判例としての評価は異なることについて

上記の判示（第一審判決 6 頁 11 行目）部分は、平成 7 年最高裁判例の通算老齢年金に関する部分の記述であり、平成 29 年最高裁判例は、保険事故及び裁定の性質・機能・効果については、老齢年金と酷似した部分があるので、議論の経緯を考えれば、平成 29 年最高裁判例自体の判決理由に判断

の誤りはあったとはいえない。

しかし、事案の異なる精神の障害については、この判例を適用できるだけの実体（規定の明確性及び裁定の確実性）がない。平成 29 年最高裁判例が出されて以降、ほとんどの下級審がこれを適用して、誤った多くの判決を出している現実を見逃すわけにはいかない。多くの悲惨な問題を発生させている現実を一刻も早く修正する必要がある。

#### イ 確認行為型の裁定には一定の裁量権があることについて

原審は、裁定の法的性質について、本書「第 2 の 1」のとおり「裁定は確認行為にすぎないことに鑑みると、裁定を経ていない支分権もその支給事由が生じた日の属する月の翌月から支給を始めるべきものとして、支分権が順次潜在的抽象的に発生するものと観念できる。

そして、裁定を受けさえすれば、その支分権を行使できるところ、裁定請求をするかどうかは専ら受給権者の意思にゆだねられていると被控訴人の主張を認めた判断をした。

従って、本件支分権は、厚生年金保険法 36 条所定の支払期が到来した時から進行すると解するのが相当である」判示した。

上告人は、確認行為型の裁定に一定の裁量権があることに関しては、最高裁判所判例解説（甲第 7 号証、939 頁～941 頁）を引用し十分に説明しているが、原審判決は、この説示（甲 7）に従えば、主文が全く反対の結論になるところ、この書証の説示に誤りがある旨の指摘や、この書証の考え方を採用しない理由は付せず裁量権なしとした。実際は、「付せず」というより、矛盾が生じるので付すことができないのである。

#### A 裁定における老齢年金との違い

障害年金の裁定に一定の裁量権のあることを最も分かり易く説明するには、老齢年金と障害年金の違いについて説明するのがベストである。年

金について勉強すれば直ぐにでも分かるこの違いを、法律の専門家は「別異に解する理由はない」（4頁下から1行目）と判示する。

問題の裁定が、国年法16条及び厚年法33条という同じ条文に基づく処分であるという意味では、老齢年金の場合でも障害年金の場合でも差異は生じていない。しかしそれは、それぞれの支給要件の規定が別建てであることを見逃している。

この裁定に係る条文に基づけば、本来、老齢年金においても立法政策上裁量権はあるのだが、老齢年金においては、その権限を行使する必要がなく、発揮されていないだけのことである。原審はこのことを見逃しているので、差異のない説明になっていない。

同じ現象だからといって、この違いを混同すると、原審のように「差異はない」という結論になってしまう。この違いは、規定上も経験則上も明らかであるが、更に明確化する。

## **B 老齢年金には初診日証明義務も障害等級認定も存在しないこと**

第一に、障害年金には初診日があることであるが、これについては、上記第3の1(1)アを引用する。

第二は、裁定の最も重要な部分が、障害等級認定であるが、これは原審の判事内容とは異なり、処分行政庁には一定の裁量権があることである。障害認定基準（甲第40号証）には、色々な側面から細かな基準が記載されているが、それでも客観的な等級の判定は不可能で、最後は、「その原因、諸症状、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等」により、総合的に認定する旨の規定であるので、裁量権のあることは疑う余地がない。そして、不服申立て中に、保険者自らが「処分変更」をすることがあるのだから、これは違法ではなく、裁定に裁量権のあることは、動かし難い事実である。

### C 医証も取れない内に時効だけが進行していつてしまう矛盾

障害年金では、初診の病院等が廃業したり、経営者が変わっていたり、カルテが保存してなかったりすることは頻繁で、その場合は、当然初診日証明もできない。原審によれば、そのような場合においても支分権の消滅時効はどんどん進んでいつてしまい、基本権の発生日の翌月から5年が経過すれば支分権の時効は完成することとなってしまう。

### D 当然発生型の行政処分と混同した誤判断の存在

原審は障害年金の裁定請求には、裁量権が全くないと判示する。そして、札幌高裁（乙第37号証、4頁下から9行目）においても、「画一公平な処理を図るために基本権の取得につき厚生労働大臣による裁定を受ける必要があるとするなどの厚生年金保険法の規定及び趣旨に照らすと、処分行政庁は、厚生年金保険法47条に定められている障害年金の受給要件が満たされているかどうかの判断や、障害年金の受給要件が満たされているときに障害年金の裁定をするか否かの判断について、裁量権を付与されているものではないと解される。」との同様の誤判断が見られるが、この解釈は、最高裁判例解説（甲第7号証）でいう当然発生型の立法政策の場合に当て嵌まるものであり、他の立法政策による裁定等に当然に当て嵌まることではないので、明らかに法解釈を誤っている。

### E 裁定に裁量権のあることを示す特徴的な事実について

これを実務上証明している最たる事例が、上記で述べた、保険者が不服申立ての途中において、自ら処分変更することがある（甲第43号証、甲第44号証の1及び甲第44号証の2）ことである。これは、裁量権なくしてなし得ない。正しく裁定には一定の裁量権のあることを証明する最も端的な事実である。

本件障害年金の障害等級認定においては、障害基礎年金についてはあるが、厚生労働省（以下「厚労省」という）が障害等級認定に地域差があ

り、平成 22 年度～平成 24 年度平均で 12.5%の不支給のあったこと、及びその格差は最大 6 倍強に達していたことを平成 27 年 1 月 14 日に公表（甲第 45 号証）している。

厚労省が、上記の地域格差等を認定医による判断の相違を原因と認め、平成 29 年 4 月から、障害基礎年金においても東京の障害年金センターが一元的に審査決定することに改善した事実からも、原審のいう「裁定に裁量権はない」との判断は、これらの顕著な事実と反する。

これには、後日談があり、平成 30 年 7 月 4 日（水）、一元的審査により、障害年金の打ち切り問題が発生してしまった。これについて、全国心臓病の子どもを守る会が、厚労省と交渉をしており、厚労省が一定の回答を出し、これについて厚生労働大臣が国会（厚生労働委員会）で答弁をしている（甲第 46 号証、本文 4 行目、甲第 47 号証、本文 1 行目）。従って、厚生労働大臣及び事務方も裁定に裁量権のあることを認識していることに間違いはない。

従って、原審の判断は上記の顕著な事実と食い違っている。

本件の特徴は、争点が法律的な解釈の正否であるところにある。そして、その中心的なテーマは、判決を正反対にするほどの影響力を持つ、「障害年金における裁定の裁量権の有無」、「裁定の法定条件該当性」、及び「年金法の定める支払期月の期限の定めの有無」である。

これらについて上告人の挙げた証拠は、判決を逆転させるほど重大なものである。民訴法第 247 条の自由心証主義には、一定の合理的な限界がある。本来は、提出された証拠価値の大小を考慮しながら適切に評価して合理的に心証を得るべきところ、証拠価値が高いはずのもの（甲 7）を適切

に評価せず、逆に、証拠価値が決定的に高いものでないもの（事案の異なる平成29年最高裁判例）を過大評価したのは、心証の採り方として不合理である。

#### F 多数の要素の総合評価は裁量そのものであることについて

精神の障害については、等級認定に係る詳細な「ガイドライン」（甲第6号証）が出されていても、明らかな地域差があったのであり、このような決まりがあっても、なお、障害等級の目安についても、「必要に応じて診断書を作成した医師に内容確認をするなどしたうえで、「⑩ 障害の状態ウ 3 日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」以外の診断書等の記載内容から様々な要素を考慮のうえ、総合評価を行う。」のである。

総合評価の際に考慮すべき要素としては、「考慮すべき要素は例示であるので、例示にない診断書の記載内容についても同様に考慮する必要がある、個別の事案に即して総合的に評価する。」ことになっているのだから、原審の「確認できる資料がなかっただけ」との憶測は明らかに間違っており、障害年金の裁定に裁量があることは動かし難い事実である。

もう少し具体的に精神の障害の障害認定に係る裁量権について考察する。精神の障害については、障害認定基準（甲第40号証）のほかに、ガイドライン（甲6）が設けられている。これには障害等級の目安[表1]が掲げられているが、なおかつ、《留意事項》には、「障害等級の目安は、総合評価の参考とするが、個々の等級認定は診断書等に記載される他の要素も含めて総合的に評価されるものである」旨の記載がある。

度重なる総合評価による障害等級認定を「裁量」といわずして、何を「裁量」というのか。裁判所により、なおかつ、裁定の裁量権を否定されるのであれば、国語の意味についても裁判で争わねばならなくなってしまう。

偶然のことであるが、上告人が引用した最高裁判所判例解説（甲7）は、



本件控訴審の川神裕裁判長が最高裁判所の調査官時代に書かれたものである。その後考え方が変わることもあり得るが、基本的事項であるだけに、この矛盾も食違いといえよう。

### (3) 「法 36 条所定の支払期が到来した時から進行する」について

原審は、本項の表題の「所定の支払期」を厳密に考察していない。他の表現からは、同条 3 項の原則的な支払期月を意味するものと思われるが、この条文には、ただし書が存在するのだから、これは条文全体を見ていない独善的な解釈である。原審は、その独善的な解釈に基づいて、「…法 36 条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない。」としているが、「法 36 条所定の支払期」の定義自体が、上告人や一般的見解とは食違っているのだからこの説示は意味をなさない。

この曖昧な観念に基づいた誤用を排斥し、以下で合理的な解釈について詳述する。

#### ア 法第 36 条の規定は、期限の定め規定であること

法第 36 条は、この条文のタイトルどおり「年金の支給期間及び支払期月について規定したもの。」(甲第 48 号証の 1、187 下段 11 列目)である。この支払期月は、期限そのものであるので、期限の定めのある債権である。同条 3 項では、原則的な支払期月を定め、例外的な支払期月を「ただし書」として定めている。これは、いずれにしても、期限の定めである。

基本的に、債務の期限を債務者が自由に決められることは、商人間でも私人間でも通常の取り決めでは考えられない。債務者が支払期限を自由に決められるのであれば、債権者が不測の損害を被ることになってしまうからである。

このことは、公的機関と私人間でも同様である。従って、この事実を否定することはできない。

法の定める原則的な支払期月は勿論のこと、3項ただし書の定める支払期月についても、期限の定めのある債権である。後者については、不確定期限にはなるが、期限の定めが存在する。

年金の支払期月の規定が、期限の定めのある債権であることを分かり易くするために他の法令と比較する。例えば、地方公務員災害補償法では、法令自体に期限の定めはない。従って、障害補償及び福祉事業決定通知書に「支払日（振込日 平成9年4月30日）」（甲第49号証）等として、必ず記載される仕組みになっている。この場合、この通知がされた時に初めて、期限の定めのない抽象的な債権から期限の定めのある具体的な債権に変わるのであるが、公的年金では、予め年金法により支払期限が定められているのである。

#### イ 法第36条には、ただし書が存在すること

原審判決のいう所定の支払期は第一審の判断を踏襲して推論を進めており、ただし書については検討の対象になっておらずその存在すら意識していない。これでは合理的な判断が導かれるわけがない。本件に係る合理的な支払期月は、上告人の主張するただし書である（甲第48号証の2、甲第48号証の3）ので、正反対である。

第一審の判決文を読むと、関係法令に本条ただし書が挙げられておらず、最も重要な関係条文が認識もされていなかったことになる。

#### ウ ただし書の適用解釈（適用場面）について

これに関しては、このただし書は、裁定の遅れ等のために事務が遅れた場合に適用される例外的規定であり、限定列举の規定である旨、「…3項ただし書は、同項本文所定の支払期月が経過したものの、裁定手続の遅延等によって未払いになっている年金や、失権や支給停止が生じた場合における直前の支払期月の年金については、同項本文所定の直近の支払期月を待つまでもなく直ちに支払う旨定めたものであるから、…」との説示をした

下級審判決（名古屋高裁平成 27 年 6 月 17 日判決 平成 27 年（行コ）第 6 号、判決文 4 下から 11 頁行目）も見られるが、この解釈は、発想の根本から誤った判決である。

この規定は、上記アのとおり、支払期限の規定であるので、支払期月については、全ての場合が網羅されている。従って、ただし書は、限定列举の規定ではなく、例示的规定（**甲第 48 号証の 2**、**甲第 48 号証の 3**）なのである。

従って、本件における具体的な支払期月は、ただし書を適用し、裁定時（ただし、初日不算入）が起算点（**甲第 5 号証**、252 頁左から 2 列目）となる。

この解釈が合理的であり、裁定前の過去分のありもしない観念上の偶数月を「法 36 条の所定の支払期」とする被上告人の主張及び原審の判示は、年金法及び民法の定めと論理が噛み合わず、現実の問題としても起こりえないフィクション（条件未成就で支分権は発生しておらず、期限未到来で消滅時効が起算されることは絶対でない）であるので、違法は明らかである。

ここが大事なところであるが、原審の誤りは、民法第 166 条 1 項の解釈につき、期限の定めのある債権については、「権利を行使することができる時」が、期限の到来時であることを見逃している点にある。

#### エ たゞし書の具体的な支払期月の解釈について

ただし書の具体的な支払期月は、「原則的な支払期月である偶数月まで待つことなく、奇数月でも支払う」という解釈が定着（**甲第 48 号証の 2**、**甲第 48 号証の 3**）している（上記の平成 27 年 6 月 17 日付け名古屋高裁の判示にもその旨の表現がある）ので、裁定のあった日の属する月の翌月となることが再確認できる。

#### オ 期限の定めのある債権の消滅時効の起算日について

期限の定めのある債権については、民法第 166 条 1 項にいう、「権利を行使することができる時」は、期限の到来した時である（民法概論 ① 民法総則 第 4 版 川井健 297 頁 8 行目、**甲第 23 号証**）。

民法の大家である川島武宜教授は「弁済期の定めは、権利を行使するにさいして、最も一般的にみられる法律上の障碍となるものである。権利者は、弁済期にいたるまで権利を行使しえないから、当該権利の消滅時効は、弁済期の到来をまっではじめて進行を開始する。」（**甲第 50 号証**、282 頁 6 行目）と述べ、我妻榮、有泉亨両教授は「期限の定めがある債権については、その期限が「確定期限」でも「不確定期限」でも、期限到来の時が「権利を行使することができる時」である。」（**甲第 33 号証**、394 頁 6 行目）、「期限の定めのない債権については、債権成立の時が「権利を行使することができる時」」（**甲第 33 号証**、394 頁下から 8 行目）と述べられている。

被上告人及び原審は、本件支分権の支払期月を、法第 36 条所定の各支払期月であると、期限の定めのある債権である旨主張・説示しておきながら、本件支分権の起算点に係る主張では、期限な定めのない債権として取扱う等、期限の定めのある債権と期限の定めのない債権を混同している。

#### カ 原審の誤りの原因等について

原審の誤りは、年金法の支払期月の規定を、上記オ後段の事実があるのにも拘わらず、起算点を探る場面では、期限のある債権を期限の定めのない債権と解釈して、民法第 166 条第 1 項の規定を、文字どおりの、「権利を行使することができる時」として考察し、その具体的解釈を、基本権の発生した日の属する月の翌月としたところにある。

「期限の定めのない債権は、上記のとおり、債権成立の時が「権利を行使することができる時」である。」）ので、この考え方によれば、原審の誤った考え方になってしまう。

しかし、期限の定めのある債権については、上記オのとおり、「権利を行使することができる時」は、「期限の到来した時」となるので、原審の判示は、明らかに誤っている。

キ 類似（平成 29 年最高裁判例の第一審）事件を担当した裁判官ですら被上告人の主張する支払期月の解釈に疑問を持っていたことについて

平成 29 年最高裁判例の第一審の判決（乙第 38 号証）を読めば明らかのように、この裁判官は、被告の主張した支払期月に疑念を持っていた。判決文では、「…、支分権たる受給権の消滅時効の起算点がその本来の各支払期日である限り、…」（11 頁 2 行目）、「…、裁量権が付与されているものではないと解される、…」（12 頁 14 行目）等重要な根本的部分で、判決に「である限り」と条件を付けているのである。

このことから、この裁判官が、被告の主張する支払期月が正しい解釈であると納得していなかったことが明らかである。

ところが、よくよく検討してみれば、障害年金について潜在的抽象的観念論を採用できる理由はなく、被上告人の主張や原審の判示する支払期月は、この裁判官が疑念を抱いたように、正しい支払期月ではなかったのである。

従って、前提が崩れ、判決は逆転させるべきものであった。

（４） 「その判断に裁量がないということに変わりはなく」について

ア 障害年金と老齢年金との違い

障害年金と老齢年金との違いで顕著な部分は、障害年金には、受給権者本人に病人・障害者という自覚がないことが多いのに加え、老齢年金には存在しない初診日証明義務と障害等級認定があることである。これを「別異に解する理由はない」などと言い張る原審は、法律的解釈とはかけ離れた詭弁である。

重複を避けるため初診日証明については、前記（２）アを引用する。

未記述の障害等級認定について述べれば、精神の障害に係る障害等級認定に係る規定は曖昧（障害認定基準(甲第40号証)、国民年金・厚生年金保険法 精神の障害に係る等級判定ガイドライン(以下「ガイドライン」という、甲第6号証))で、かつ現実の運用も区々であるので、裁定請求をしたとしても、裁定前には、受給の有無も、障害等級も誰にも分からない。このような状態のまま支分権消滅時効が進行し、時効が完成することは、重要な関係法の規定等に反し違法である。

#### イ 支分権の独立性について

本件のように、長年行政が運用してきたことに不合理、理不尽があれば、物事の根本から考え直さなければならない。本来基本権と支分権は独立した権利であり、一旦発生した権利については、相互に影響を受けないというのが定説（昭和41年5月「年金の基本権と支分権およびその消滅時効」民商法雑誌52巻4の2号 青谷和夫著）であり、このこと自体被上告人も認めている事柄である。

元々、本来独立した権利であるので、基本権に対する権利不行使を支分権に対する権利不行使とみなして裁定前に時効消滅させるなどという理屈は正論ではない。

#### ウ 老齢年金に権利の混同を認めるのは曲論であることについて

しかし、老齢年金については、保険事故の有無、発生時期は客観的に誰の目で見ても明らかであり、実際に裁定請求さえすれば、100%裁定請求が認められる関係にある。そして、そのことは、裁定請求時に万人が知り得ることであるので、何度も何度も裁定請求を促してもそれに応えず、中には、行方不明者等もいる現実を考えれば、この曲論（故意に曲げられた論理）を老齢年金について認めたとしても不合理はなく、双方に便益を与える措置であり、理に適っているのである。

ところが、これを障害年金に当て嵌めた場合、多くの不合理やその人の

一生を大きく左右するような理不尽なことが起こり、年金法の目的にも背く事態が発生するのである。

## エ 原審を認めると時効中断の方法が全くなくなることについて

現実の裁定請求を考えた場合、老齢年金であれば、上記の理由で、裁定請求時に現実の受給の有無も分かるので、潜在的抽象的観念論を用いても実害は発生しない。しかし、障害年金、特に精神の障害による障害年金の場合は、裁定請求時には裁定がされるかどうか分からないのである。

原審がいうように障害等級に該当するほどの障害の状態にあるとした場合でも、初診日証明ができない状態では裁定請求は出来ず、そうかといって、**時効を中断する方法は全くない**。このような状態で支分権消滅時効が進行し、完成してしまうことは、あってはならない不合理である。そして、この不合理は歴然としている。

このように障害年金にまで、曲論を採用すべき理由はなく、本件は、正論に立ち戻り、支分権に対する権利不行使の有無により措置すべき事柄なのである。それに反する現在の運用及び原審が違法であることは明らかである。

裁定の有無が分からない時点では、基本権に対する権利不行使を支分権に対する権利不行使とみなすことはできず、原審の推論は、少なくとも精神の障害に係る障害年金においては成り立たず、原審がいうように、裁定を経していない支分権もその支給事由が生じた日の属する月の翌月から支給を始めるべきものとして、支分権が順次潜在的抽象的に発生するものと観念することもできない。

上記の場合、受給権者は、障害年金の受給権がありそうだと感じていても、時効を中断する方法が全くないのであるから、このような不合理はあって良いはずがなく、重大かつ根本的な矛盾は、これを機会に最高裁のお力で解消していただきたい。

(5) 「それは確認できるだけの資料がなかっただけのこと」について

ア 障害の状態を確認できる資料があっても裁量で棄却されていることについて

障害年金の障害等級の認定をめぐるっては、認定医の判断に個人差があり、処分庁は、ほとんど認定医の判断に従って処分をしているので、色々な問題が発生している。不服申立てでは収まらず、障害等級の認定について訴訟に発展するケースもままある。

原審は、このような場合も、いとも簡単に「資料がなかっただけ」と誤った判断をしているが、実体はそのような単純なものではない。(甲第 51 号証の 1 ないし甲第 51 号証の 3)

イ 資料が確認されても多くの棄却の事実が存在することについて

T 様の事例では、某大学病院における診断書であったが、当初の診断書(甲第 51 号証の 1)が面接もないまま書かれたものであったので、数度の入院の事実を見逃し、「在宅」と記載する等の重大な誤記が多数あった。

結果、2 回も診断書を訂正してもらっているが、訂正未完の内に担当医が転出されてしまったので、これが最終判断に使われてしまった事例(甲第 51 号証の 2)である。

この医師の最終訂正版でも、完全看護の入院の状態では当然変わってくるべき、診断書「⑩ 障害の状態 ウ 3 日常生活能力の程度」の部分が訂正されていなかったのも後任の医師に別の診断書を出してもらった(甲第 51 号証の 3)のだが、結果、保険者は、自己に都合の良い当初の間違った診断書(甲第 51 号証の 2)が正しい診断書として認定を変更しなかった。

これは、正しい資料(甲第 51 号証の 3)及び下記 Y 参与の意見を保険者が保険者意見においても裁量で認めなかっただけのことであり、原審の説示は根拠のないことを証明している。



また、本件では、社会保険審査会での Y 参加が、当時は、特定不能の広汎性発達障害は、障害認定上認められている病名ではなかったし、64kg あった体重が、36kg になっている事実をみれば、これは大変なことだから認めるべきだ、との意見を発言してくれたが、裁決では、このような意見のあったことも記載されずに、「保険者意見」に従い棄却された。

この事実は、「資料がなかっただけ」という原審の説示が誤っていることを証明する事実であり、原審の説示は、実際の運用の実体とは食違っている。経験もない裁判官が、何の根拠もなく単なる推測で、「差異はない」、「資料がなかっただけ」等と判断しており、これは判決理由とはいえない。

## 2 本書第 2 の 2 (知った時から起算) について

上告人は本件支分権の消滅時効は知った時からの起算が正当な解釈である旨を主張していたが、その主張のうちの一つに改正民法の考え方を述べた部分があった。上告人はこれについて改正民法の時効の「起算点に係る基本的な考え方」を述べたものである（控訴理由書第 5 の 3、20 頁 12 行目）が、原審は上告人の主張を誤解して、現在未施行の改正民法の条文そのものを引用して上告人の主張を退けた。これでは全く議論が噛み合っていない。

## 3 本書第 2 の 5 (「法 36 条所定の支払期が到来した時から進行することを否定していると解すべき理由は見当たらない」) について

上告人は、関係内部通知の前段の共通的な基本的事項についてその考え方を採用すべきと主張したもの（控訴理由書、第 5 の 3、20 頁 13 行目）である。

ところが原審は「この通知自体が、民法第 158 条 1 項の適用について通知したものであるから採用できない」、と食違いを生じさせている。

個別の通知は、その前段の通知の基礎となる基本的な考え方に基づいて作られているので、前段の表現は、正しく的確であり、かつ関連事項に関しては共通的に有効である。

#### 4 本書第2の6（精神の障害による裁定不能が事実上の障害か）について

上告人は、本項では精神の障害のために、自らが障害年金を受けられる状態かどうか分かり得ない場合を問題にしている。ところが原審は、裁定請求は、医師の診断を受けていることが前提だから、受給権者が当然傷病について認識していることが通常のことであると説示する。

しかし、このような説示では、上告人の主張・投げかけに応えていない。上告人は、「この場合にも事実上の障碍か、それともこの場合は法律上の障碍と認めるのか」を問うている。従って、原審の説示自体にも以下で示すとおり矛盾がある。

実体は、本書第3の1（1）ア後半の記載のとおり、「医師の診断を受けていることが前提だから、受給権者が当然傷病について認識していることが通常のことである」から裁定請求ができるとはならない。

精神の障害では、実質的に事理弁識能力もないような状態のことも多いのであるから、これを個人的な事情であると片付けてしまうことは、権利行使期待可能性の面で、上記昭和40年最高裁案判例及び平成8年最高裁判例に抵触する可能性がある。

また、医師によっては、障害年金をもらうと回復が遅くなる等と考えている医師もあり、障害年金の受給に消極的な医師もいる。そして、ほとんどの医師は、障害年金の案内もしてくれない。

従って、医師の診察を受けていても当該傷病について認識しているとはいえない。これも精神障害の特徴すらわかっていない下級裁判所の裁判官の問題のすり替えであり、上告人の主張に応えていない判示である。

## 5 原審に最高裁判例と相反する判断があることについて

最高裁は、「単に権利行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待できることをも必要とするのが相当である」（最高裁昭和40年（行ツ）第100号同45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号771頁、最高裁平成4年（オ）第701号同8年3月5日第3小法廷判決・民集50巻3号383頁）としている。

ところが、精神の障害においては、縷々述べてきたように、裁定請求時には裁定請求が受理されたとしても、初診日証明を含む裁定という法定条件が未成就であり、受給の有無及び障害等級は誰にも分からないのであるから、権利行使が現実に期待できず、原審は上記の最高裁判例に相反する判断であった。

## 第4 原審の違法と民訴法との関係について

原審の違法は多岐にわたるが、本件上告は、直接的には民訴法第312条第2項第6号に基づいているので、以下で、原審の手続法違反の事由のうち瑕疵の重大な事項と上記第3の違法について、民訴法関係条文との関係を述べる。

上記の第6号の事由は、判決理由の不備（判決に理由を付せず、又は食違があること）をいう。

これは、主文を導き出すための理由について、その全部若しくは一部が欠けていること、又は食違があることをいう。

一般的に、一番分かり易い食違いは、原審自体の前言との矛盾であるが、本件では、上記第3で示したように、攻撃と防御（原審の説示は防御ではないが、原審の説示は被上告人の主張を全面的に認めていたので、ここでは防御と表現した）がしっかりと噛み合っておらず、原審の理由が上告人の主張内容に直接応えていないものもあり、それを指摘し辛い。

また、理由の有無についても、原審は、控訴人の主張が「独自の見解」であることを判示するのみであるので、これでは理由とはいえない。

従って、下記の5点は、重大な理由不備に該当するので、理由の欠如並びに重要な食違い、及び見当違いの理由を「理由を付せず」と解し、判決への影響をできるだけ具体的に述べる。

### 1 障害年金の裁定に裁量権があれば主文は導けないことについて

原審は、精神障害の場合の裁定にも老齢年金同様裁量権はないと判示<sup>1</sup>した。しかし、上告人は、真実を述べかつ実務運用とも整合する証拠（甲7）を示して、これを引用し、確認行為型の裁定には裁量権があると主張している。

上告人の引用した証拠は、これ以上確かなものはないと評価できる本件に係る最高裁判所判例解説（甲第7号証、939頁～941頁）である。この説示は、論理的にも運用上も一般的・共通的な内容が述べられている。

ところが、原審は、被控訴人の主張とは真っ向対立するこの見解に対して、被控訴人の主張に軍配を挙げたのであるが、上告人の挙げた証拠の述べる内容を否定はしなかった。これを否定しなければ主文は導けないので、これは正しく理由不備である。

この書証は、今さら上告人がいうまでもなく、余りにも重要なものであり、権威あるものであるので、原審が別の判断をしたということは、これを否定したということだというような曖昧な態度は許されるものではないので、否定のないことは、理由を付せず

---

<sup>1</sup> 福岡高裁 平成28年5月12日判決 平成27年（行コ）第61号 未支給年金支給請求控訴事件では、「控訴人は、障害年金の例を出して、裁定については裁量的判断が含まれると主張するが、基本権の要件として被保険者の死亡という明確な事実を要件とする遺族年金と、様々な症状のある障害の存在を要件とする障害年金とを同列に論じることは相当ではなく、失当である」（4頁下から6行目）と判示し、原審の判断とは異なり障害年金につき裁量を認める旨の判断をしている。

本件裁量権の有無によって、判決は正反対になる事柄であり、この書証は、通常、誤りは発見し辛い最高裁判所判例解説であるので、原審の判断が正しいとするのであれば、本件の場合には、少なくとも、この証拠の述べる部分の、どこがどのように誤っているのかを示さなければ、民訴法上の判決理由とはいえない。

上告人の主張している内容はこの重要な最高裁判所判例解説（甲 7、939 頁～941 頁）と同じ趣旨であるので、これを否定しない限り、主文は導き出せない。甲 7 は、合理的な事実を述べているので、原審裁判官は否定できなかったものと思われる。

なお、善意に解釈すれば、「受給権の発生要件が確認の対象であること、及び初診日及び障害の状態が確認されない事例があるとしても裁定に裁量権はない」とした部分が、具体的な判決理由と取れないこともないが、これは、控訴人の主張に的確に対応しておらず、上告人の挙げた証拠の述べる内容を否定もしていない。本件については、甲 7 の説示を否定しない限り、原審の説示が正しいとはいえない。

## 2 裁定が支分権発生法定条件であること（判決 3 頁 4 行目）を否定していないことについて

上告人は、上記表題の法定条件の議論の前提として、条件未成就の債権が時効進行し、時効が完成することはない旨主張している。そして、それは法律家の誰もが認める絶対的な真実（民訴法第 179 条にいう顕著な事実）である。

続いて、初診日証明を含む障害年金の裁定は、法定条件であり（原審のいうように「と解釈できる」ではない）、法定条件は条件の規定が類推適用される（第 3 の 2 (4) ア、13 頁 1 行目）ものであると、確かな書証（甲第 23 号証）を提出して主張しているのである。このことも、我が国最上級の民法学者が公にしている基本的なところであるので、これを否定しなけれ

ば主文は逆転するが、原審は、これを否定していない。

加えて、原審は、権利行使には。現実的期待可能性が必要であることを認めている。判決では、「…、裁定の請求をしさえすれば、法律の定めるところに従った内容の裁定を受けて支分権を行使することができることとなるのであるから、…」(5頁1行目)及び「民法166条1項にいう「権利を行使することができる時」とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上その権利行使が現実に期待できるものであることも必要であると解するのが相当である」(5頁下から9行目)との説示であるので、原審は、上告人の主張した「権利行使の現実的行使可能性」(平成29年5月22日付け準備書面(1)5頁2行目～8頁4行目)を否定していない。

仮に上記の「権利行使の現実的行使可能性」を否定していたとしても、これに関しては、「単に権利行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待できることをも必要とするのが相当である」(最高裁昭和40年(行ツ)第100号同45年7月15日大法院判決・民集24巻7号771頁、最高裁平成4年(オ)第701号同8年3月5日第3小法院判決・民集50巻3号383頁)旨の最高裁判例があるので、これは無視できない。

そうすると、法定条件は条件の規定が類推適用されるので、その法定条件である裁定が、裁定前の状態では法律上の障害となり、原審の説示は、論理法則にも経験則にも反することとなる。

従って、原審の理由は、民訴法上の理由を付したとはいえない。

### 3 支払期月の解釈誤りを検討もしていなかったことについて

本件第一審は、上告人が重要な点であると主張している法36条の3項ただし書の規定について、関連法令にも挙げていない。この点原審は、第一審を引用しているので、原審も同様である。

本件について、正しい支払期月の解釈は、最も重要な点である。この点、期限の未到来は、最も一般的な法律上の障碍である。これも上記1同様、絶対的な真実（顕著な事実）である。

しかし、原審はこれに理由を付さないだけでなく、重要な事項であるとの認識もしていなかった。

関連法令として、一部を掲載しながら、ただし書を記載しなかったのであるから、これについて検討もしていなかったことは明らかであり、これを認識すれば判決は逆転するところ、認識もせず、当然に理由も付さなかった。これが「理由を付せず」に該当することは、説明を要しない。

これに関する原審の違法の詳細は、本書第3の1（3）を引用する。

#### 4 採証法則違背について

本件の特徴は、争点が法律的な解釈の正否であるところにある。そして、その中心的なテーマは、判決を正反対にするほどの影響力を持つ、「障害年金における裁定の裁量権の有無」、「裁定の法定条件該当性」、及び「年金法の定める支払期月の期限の定めの有無」である。

これらについて上告人の挙げた証拠は、判決を逆転させるほど重大なものである。民訴法第247条の自由心証主義には、一定の合理的な限界がある。本来は、提出された証拠価値の大小を考慮しながら適切に評価して合理的に心証を得るべきところ、証拠価値が高いはずのもの（甲7）を適切に評価せず、逆に、証拠価値が決定的に高いものでないもの（事案の異なる平成29年最高裁判例）を過大評価したのは、心証の採り方として不合理である。

## 第5 御庁が内簡による運用を認めることは、実質的には 司法による立法権の侵害に当たること

以上のとおり、法律的解釈に従えば、原判決は違法であり、本件支分権は時効消滅していない。

基本権の消滅時効の援用をしないことは、国民の権利を制限するものではなく、行政の判断で特別な行政措置として許されることである。しかし、その逆の場合は、詰まり、既に具体化した個人の権利を制限するような支分権の支給を、裁定請求時を基準に遡及 5 年間に制限するような場合(内簡(甲1)による運用)は、立法の手続きなくしてでき得ない。

このような行政当局の違法を最高裁が許していたら、不合理な運用は永久に正されることはなく、司法による立法権の侵害が限りなく続くことになってしまう。

## 第6 本件の不具合は、司法機関においては、最高裁以外に 修正できないことについて

身体(左下腿切断)の障害といえども、平成29年最高裁判例が出たことにより、裁定前に支分権の時効が進行し得ることを最高裁が判断したことには変わらないので、下級審の裁判所がそれ以降の類似裁判では、窓口での明らかな取扱い誤り等特段の事情のある事案を除き、少なくとも4件以上が、平成29年最高裁判例と同様の判決理由で下されている。

しかし、これは縷々述べてきたように少なくとも精神の障害においては事案が異なるのであるから、法律解釈を根本から誤った判決であり、経済的な事情により、上告を断念したケースもあり、気の毒な状況となっている。

これを機に貴庁のお力であるべき姿に修正をしていただきたい。



甲第4号証判決の上告受理申立て事件である平成26年（行ヒ）第259号の決定後、厚労省では、従来の運用を改正すべきかどうかの検討のための会議を開いた。しかし、この会議の結論は、平成24年4月20日付け名古屋高裁の判決は間違っており、最高裁が認めたのは、民法第158条1項の類推解釈等についてであり、法解釈誤りの部分ではないとの結論で、運用改正をしなかった。

ところが、この運用は、法解釈の根本部分からして間違っていた。平成29年最高裁判例を事案の異なる精神の障害についてまで適用することは、あるべき姿ではなく、社会的な影響も含め実害も大きいので、判例変更を要する。ご英断を期待する。

なお、平成26年（行ヒ）第259号の決定までには、約2年間を要しており、3か月や半年とは、わけが違う。その間に相手方からは、申立人の意見書等に対して、法解釈違反に関して、意見書を2通、反論書等を3通提出している。この主張内容に矛盾があれば、異なった結論となっていたはずだから、この保険者国からの上告受理申立てを受け付けなかったのは、内容を十分検討した結果であると思われる。

本項に関しては、分類の仕方によって差は生じるが、原審には大綱以下のような弁解し難い重大な法解釈誤りがある。重複を避けるため詳述は割愛するが、上告人の主張に従えば、これらの矛盾は、全て一挙に解決する。

- 1 基本権と支分権を混同していること及び障害年金ではその混同が許されるべき理由がないこと
- 2 確認行為型の行政処分（裁定）を当然発生型のそれと混同していること。これは、日常業務の裁定の業務にも影響している
- 3 年金法の支払期月の規定を、一部、期限の定めのない債権として取

り扱っていること

4 障害年金の裁定が法定条件であることを無視していること

5 未だ消滅時効が完成していない時点で、完成後初めて適用できる会計法第 31 条後段（援用を要せず）の規定を適用していること

6 時効中断の機会もない債権を時効消滅させていること

## 第 7 結語

原審を正しいこととすれば、少なくとも精神の障害においては、現実の問題として、裁定請求もできず、時効中断もできない状態において、障害年金の支分権の進行と完成を認めることになってしまう。

これは、絶対にあってはならないことであるので、精神障害者の惨状に目を向け、平成 29 年最高裁判例を修正していただきたい。

本件については、平成 7 年最高裁判例及平成 29 年最高裁判例が判決の前提としている条件が成り立たないのである。規定の明確性、裁定の必然性、及び法 36 条所定の支払期の到来性の一つをも満たさない。

具体的には、原審では、「確認行為型」の裁定を、「当然発生型」の裁定として判決を下しており、これが、正しい解釈である「確認行為型」と認識されておれば、裁定には既に存在する権利に影響を及ぼすことができる裁量権があることになるので、主文を導き出す理由に食違いが生じているから結論は逆転する。

一方、社会的妥当性の面については、上告人はこの障害のため 20 年以上も辛苦を重ねてきた者であり、長年この不合理の解消に多面的に命を懸けて努力してきた者である。片や被上告人は福祉行政を担う国である。その国が、本来時効消滅していない障害年金を支給せず利得してしまうなどということは、到底許されることではない。

この誤った現在の運用が続けられることで、同じく国の機関である下級

裁判所では、国に付度した不公平な判決が出されており、裁判所への信頼や権威を著しく低下させている。3 権分立とはいうものの、下級裁判所が同じ国の機関の味方をするのは、やむをえないこととして、それは国民の目に留まらない範囲で行う必要がある。

御庁に置かれましては、第 5 及び第 6 で述べた由々しき事態を法律的解釈において解消していただきたい。

以上

## 別紙

平成 30 年（行サ）第 91 号 行政上告提起事件

上告人 井原 毅士生

被上告人 国

### 理由要旨

本件裁判は、障害厚生年金の受給権者であった上告人が、初診日を昭和 58 年 5 月 14 日、受給権の取得を昭和 59 年 11 月として、平成 19 年 2 月 22 日に障害等級を 3 級 13 号として厚生労働大臣の裁定を受けたにも拘らず、被上告人が、裁定請求時から逆算して遡及 5 年を越える年金を、時効の完成を理由に支給しなかったことに対する訴訟である。

請求内容は、裁定請求をした平成 18 年 11 月 6 日の時点で、最初の支払期月の翌月初日から既に 5 年を経過している（以下順次同様）として被上告人が上告人に支給しないとした障害厚生年金 2280 万 9456 円及びこれに対する上告人主張の支払期月の翌月の初日である平成 19 年 3 月 1 日から支払済みまでの民法所定の割合による遅延損害金の支払いである。

被上告人が、時効が完成しているとする理由の誤りは、裁定請求前には、支給の有無も、障害等級も分からない精神の障害による障害年金についてまで、独立した権利である基本権に対する権利不行使を支分権に対する権利不行使とみなして、基本権の発生時を基準に起算して時効消滅させているところにある。

被上告人の主張は、障害年金を受ける権利の発生要件等が厚年法に明確に規定されており、裁定には裁量権はなく単なる確認行為であるから、受給権者は裁定請求さえすれば実際に障害年金の支給を受けられるのであるから、上記起算が正当とするものである。

第一審及び原審とも被上告人の主張を認めたが、これには重大な法解釈上の欠落がある。

上告人が時効は完成していないとする理由は、最高裁判例解説を始め権威ある社会保険審査会の見解やそれを裏付ける実務運用等多数ある。

争点1に係る上告人の主張は、確認行為型の裁定には裁量権があり、これが行政処分であるので、この処分を知った日の翌日が支分権消滅時効の起算日であるとするものである。

争点2に係る上告人の主張は、上告人の提訴が遅れたのは、被上告人が上告人に対して、実際には時効消滅していない本件支分権について、時効消滅していた旨の文書を発し、上告人の権利行使を妨害したから、被上告人の時効の援用等は信義則違反である旨の主張である。

これらについて原審は、障害年金も老齢年金も「差異を認めることはできない」、裁定請求時に既に時効消滅していたのであるから信義則に反しない旨を判示した。

原審は、支分権消滅時効の起算点（停止条件付債権）及び年金の支払期月（期限未到来）という重要な法律上の障害につき、権威ある書証を提出した上告人の見解とは、真っ向対立する判断であり、上告理由書で詳述す

るとおり、主文を導き出すための理由について、その全部若しくは一部が欠けており、かつ、理由に食違いがある（民訴法第 312 条第 2 項第 6 号）。

裁定が法定条件である（法定条件は条件の規定が類推適用される）こと及び期限のある債権の「権利を行使することができる時」は、「期限の到来時である」ことは、自明の理であり、原審の判断を左右する重大事であるが、原審は、理由はおろか、後者については、検討自体も欠落させていた。

なお、上告人は、平成 29 年 10 月 17 日の身体（左下腿切断）の障害に係る最高裁判例を弁論主義の制度上否定するものではないが、これが本件のような精神の障害についても適用されていることには納得していない。

以上

## 証拠説明書（7）

平成 30 年（行サ）第 91 号 行政上告提起事件

平成 30 年 8 月 5 日

控訴人 井原 毅士生 ㊞

番号	種目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
40	障害認定基準 (抜粋) 写し	H29.12.1 改正版	日本国政府	精神の障害に係る障害等級の認定基準が曖昧であること	
41	障害基礎年金お手続きガイド (抜粋) 写し	H27.4.1	日本年金機構	障害の原因となった傷病を特定する必要のあること  困難性のある初診日証明が受給権者の義務であり、それができないと裁定請求もできないこと  肢体の切断の障害は、障害認定日が「切断または離断日」と決められていること	

4 2	受診先一覧表	写し	H30.7.1	木戸義明社会 保険労務士	精神障害の場合、医師の診断を受けていても、受給権者が当然傷病について認識しているとは限らないこと  むしろ、初期の段階では、認識していないことの方が一般的であること
4 3	処分変更に伴う今後の取り扱いについて	写し	H23.3.23	関東信越厚生 局社会保険審 査官 川崎正二郎	障害年金の裁定に一定の裁量権のあること
4 4 の 1	社会保険審査会の審理の中止について（通知）	写し	H28.2.1	社会保険審査 会委員長	障害年金の裁定に一定の裁量権のあること
4 4 の 2	再審査請求の取下げについて	写し	H28.2.1	社会保険審査 調整室  森田	障害年金の裁定に一定の裁量権のあること
4 5	厚生労働省公表資料（抜粋）	写し	H27.1.14	厚生労働省年 金局事業管理 課給付事業室 池上直樹室長 ほか	障害基礎年金においては、厚労省が公表した資料でも、平成22年度から平成24年度の平均で、12.5%以上の不支給があったこと  県別の不支給率の比較では、最大6倍を超える格差があり、障害年金の裁定には裁量が働いていることを物語っていること
4 6	各位 BCCで多数配信 受診メール	写し	H30.7.8	青木聖人 日本福祉大学 教授	障害年金の打ち切り問題で、心臓病の子どもを守る会と厚労省が交渉していた事実
4 7	ハットはあと	写し	H30.7.5	一般社団法人 全国心臓病の 子どもを守る 会	新体制で、非該当支給停止の者の処分を取消し、支払う旨回答したこと  障害年金の障害等級には一定の裁量権があること
4 8 の 1	七訂 国民年金 厚生年金保険 改正法の逐条解説（抜粋）	写し	H21.2.20	中央法規出版 株式会社	厚年法第36条は、年金の支払期間と支払期月を定めた規定であること
4 8 の 2	全訂 厚生年金法 顕法（抜粋）	写し	S56.3	厚生省年金局 年金課ほか社 会保険庁3課  株式会社社会 保険法規研究 会	本件支分権の支払は、ただし書が適用になること  裁定にあった月の翌月が支払期月であること

4 8 の 3	年金保険法 第3版 基本理論と解釈・ 判例	写し	H25.4.15	堀勝洋  法律文化社	同上
4 9	障害補償及び福祉 事業決定通知書	写し	H9.4.17	地方公務員災 害補償基金愛 知県支部長 鈴木礼治	年金法の支払期月は、期限の定めのある債権であること
5 0	注釈民法（5）総 則（5） （抜粋）		H25.1.30	川島武宜  有斐閣	民法においては、我が国第一級の学者が、「弁済期の定めは、権利を行使するに際して、最も一般的にみられる法律上の障碍となるものである。債権者は、弁済期にいたるまで権利を行使しえないから、当該権利の消滅時効は、弁済期の到来をまっしてはじめて進行を開始する。」と説いていること
5 1 の 1	S.T様の診断書	写し	H24.11.14	元新潟大学医 歯学総合病院 精神科 小野信医師	不支給となっているのは、障害の状態を確認できる資料がなかっただけではないこと
5 1 の 2	S.T様の診断書	写し	H25.2.24	元新潟大学医 歯学総合病院 精神科 小野信医師	診断書の誤記が重要であっても、転出後には、大学病院等では、その医師には訂正権限が存在しないこと  保険者の裁量で訂正未完の診断書を採用していること
5 1 の 3	S.T様の診断書	写し	H25.12.9	新潟大学医歯 学総合病院精 神科 須貝拓朗医師	障害の状態を確認できる資料があっても裁定されなかった事実  これは保険者の裁量であること

(上告受理申立て理由書と共通)

以上